

令和4年9月12日

保護者様

加古川市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

このことについて、下記のとおり療養期間の取扱いについて見直しがありましたので、お知らせします。

記

療養期間の取扱いについて

有症状又は無症状患者の療養期間について

- 1 有症状患者
 - ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除可能
- 2 無症状患者（無症状病原体保有者）
 - ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除可能
 - ・5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除可能

※1 有症状患者については発症日から10日間が経過するまで、無症状患者については検体採取日から7日間が経過するまでは、自主的な感染予防行動（マスクの着用等）の徹底をお願いします。

※2 療養期間中も一定の場合に、食料品等の買い出しなど、最小限の外出を行うことは差し支えないとされたものの、療養期間中の登園は必要最小限の外出としては認められません。